

鳴海病院では

『一般名処方』をすることがあります。

当院では一部のお薬に対して、一般名処方を実施しております。

『一般名処方』とは？

一般名処方とは、医師がお薬の商品名を指定せず、一般的な名称(有効成分の名称)で処方することをいいます。

これにより、有効成分、効能効果が同一のお薬であれば調剤薬局の薬剤師と相談して先発医薬品、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を自由に選ぶことができます。

(例) ロキソニン錠60mg …… (商品名)

ロキソプロフェンNa錠60mg「日医工」 …… (後発品名)



【般】の文字がついたお薬が、一般名処方されたお薬になります。



【般】ロキソプロフェンNa錠60mg …… (一般名)

『一般名処方』のメリット

ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や国の医療費の節減につながります。

最近では一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。

商品名を指定しない『一般名処方』を行うことで、患者さんに必要な医薬品の提供が可能になります。

当院は、後発医薬品使用体制加算に係る届出を行っている医療機関です。

ジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っています。

一般財団法人 医療と育成のための研究所 清明会

